

国民健康保険の入院時食事代の自己負担額が変わります



ページ番号 1001795 【問合わせ】国保年金課 ☎84-0651

食材費等の高騰を踏まえ、医療の一環として提供される食事の質を確保する観点から、令和7年4月1日以降の入院時食事代の自己負担額が変わります。

区分	標準負担額(1食あたり)	
	現行 (令和7年3月31日まで)	改正後 (令和7年4月1日から)
一般(下記以外の方)	490円	510円
・指定難病の方または小児慢性特定疾患の下記以外の方	280円	300円
・住民税非課税世帯 (70歳未満の方) ・低所得者IIに該当する 70歳以上の方	過去12か月で90日までの入院	230円
	過去12か月で90日を超える入院	180円
低所得者Iに該当する70歳以上の方	110円	110円(据え置き)

※低所得者I：世帯主および国民健康保険被保険者全員が住民税非課税で、それぞれの所得が必要経費等を差し引いたときに0円になる世帯の方(年金の場合は収入金額が80万円以下)
低所得者II：低所得者I以外の住民税非課税世帯の方

春は退職・
就職シーズン

国民健康保険・国民年金の届出は忘れずに

【問合わせ】国保年金課 ☎84-0651

会社を退職する方、就職する方、引っ越して住所が変わる方など、届出が必要な場合は**14日以内**に手続きをしてください。

保険の手続きが遅れると…

- ◇加入の月までさかのぼって税を納めることになります。
- ◇医療費が全額自己負担になったり、かかった医療費を返還してもらったりする場合があります。

※職場の健康保険などに加入しても、国民健康保険の資格は自動的に喪失しません。
マイナンバーカードと保険情報の紐づけをしても、従来どおり手続きが必要です。



▲国民健康保険



▲国民年金

届出が必要なとき		届出に必要なもの
これから加入する 場合	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
	職場の健康保険や厚生年金をやめたとき	資格喪失証明書(連絡票)、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
	職場の健康保険や厚生年金の被扶養者からはずれたとき	親の国民健康保険の情報、世帯主のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
	子どもが生まれたとき	親の国民健康保険の情報、世帯主のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
すでに加入している 場合	他の市区町村に転出するとき	国民健康保険の情報、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
	職場の健康保険や厚生年金に入ったとき	国民健康保険の情報と職場の健康保険の情報、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
	職場の健康保険や厚生年金の被扶養者になったとき	国民健康保険の情報、死亡を証明するもの、喪主名義の通帳、来庁者の本人確認書類、葬祭を行ったこと及び喪主の確認ができるもの(会葬礼状または喪主のフルネームが書かれた葬儀の領収書)
	国保や国民年金の被保険者が死亡したとき	国民健康保険の情報、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
その他	住所、氏名、世帯や世帯主が変わったとき	国民健康保険の情報、在学証明書、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
	就学のため、別に住所を定めるとき	国民健康保険の情報、在学証明書、世帯主と異動する方のマイナンバー確認書類、来庁者の本人確認書類
	国民健康保険の情報が分かるものを失くしたとき(汚れたりして使えなくなったとき)	来庁者の本人確認書類

※健康保険の情報…保険証、資格確認書、資格情報通知書等

※本人確認書類は、顔写真付公的身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)以外は2点以上必要です。

※別世帯の方が代理で加入手続きする場合は、委任状および委任者の本人確認書類も必要です。